官報　第二九六号　大正十年二月二十七日　（臨時増刊）

大正十年二月二十七日

内閣総理大臣　原　敬
外務大臣　男爵　幣原喜重郎
内務大臣　床次竹二郎

条約第四号

極東に於ける領土権尊重に関する条約

第一条　締約国は各其他締約国の領土権を尊重することを約す

第二条　締約国の一が国際紛争に基き又は国際紛争なくして太平洋方面に於ける島嶼たる属地又は島嶼たる領地に関する権利を他国より侵害せらるる場合に於ては締約国は其権利を有効ならしむる為適当且公平なる措置を執らんが為に協議すべし

第三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ成るべく速に批准せらるべし批准書は成るべく速に華盛頓に於て寄託せらるべし

本条約は批准書寄託の日より之を実施す

本条約は批准書寄託せられたる後は締約国間に於ては千九百二年一月三十日及千九百五年八月十二日の日英同盟条約に代るべし

第四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第二十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第三十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第四十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第五十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第六十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第七十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第八十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十一条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十二条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十三条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十四条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十五条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十六条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十七条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十八条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第九十九条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第百条　本条約は締約国の各国憲法の規定に従ひ本条約に加入するの国の通告を受領したる後は其国に関しても亦実施せらるべし

第 2196 号　本文